

富士吉田市農業委員会 令和6年8月定例総会議事録

- 1 招集期日 令和6年8月28日(水)
- 2 招集場所 庁舎西会議室
- 3 出席委員 (13名)
会長 佐藤 万吉 (第3番)
第1番 藤井 與三郎 第2番 小俣 創 第4番 小俣 俊子
第5番 小野 利壹 第6番 渡邊 和英 第7番 遠山 まさの
第8番 渡邊 孝治 第9番 宮下 師貴 第10番 權正 常夫
第11番 羽田 善行 第12番 勝俣 道明 第14番 滝口 倉一

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名であり次のとおりである。
遠山 克二、眞田 眞喜雄、羽田 隆、加々美 和也、梶原 久、滝口 等

- 4 欠席委員
第13番 志村 金三
- 5 議事日程
第一 議事録署名委員の指名について
第二 会期の決定について
第三 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
第四 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
第五 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
第六 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について
第七 議案第5号 非農地通知交付申請について
第八 議案第6号 農地所有適格法人の要件確認について
- 6 職務および説明のため出席した職員
農業委員会事務局
事務局長 長田 利彦
事務局次長 木勢 美妃
会計年度任用職員 網倉 郷美
- 7 開議 午後2時00分

○ 議長（会長）

本日は、大変ご苦勞様です。ただいまから、富士吉田市農業委員会 8 月定例総会を開会いたします。開会にあたり報告いたします。農業委員14名のうち、出席委員は13名であり、志村委員より欠席の連絡をうけております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数の委員が出席しておりますので、会議が成立する旨、報告いたします。また、同法第29条により、各地区推進委員も出席を求めていますので、あわせて報告いたします。

○ 議長（会長）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。これより議事に入ります。日程第一、「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。富士吉田市農業委員会会議規則第44条の規定により、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議がありませんので、議事録署名委員には、
第4番 小俣 俊子委員、第5番 小野 利壹委員を指名いたします。

○ 議長（会長）

次に、日程第二、「会期の決定について」を議題といたします。会期は本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○ 議長（会長）

それでは、ここで各申請事案の審査のため、暫時休憩いたします。
休憩中、各地区委員会で申請事案の審査をお願いいたします。

（午後2時 3分休憩）

（午後2時 6分再開）

○ 議長（会長）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、お手元に配布いたしました議案について、ご審議願います。なお、審議にあたっては各地区担当委員会順に議案の審議を進めて参りますので、委員各位にはご了承をお願いいたします。

○ 議長（会長）

日程第三、議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。第1委員会の1件については取り下げとなっておりますので、第2委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第1号 第2委員会の1件の朗読後】

第2委員会の受理番号3の5号につきましては、譲受人が水稻の作付けを図るため

の権利移動の申請であります。譲受人の資格については、別紙の調査表に基づき説明いたします。

(調査表に基づき、内容の説明をした。)

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第2委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○ 第2委員会委員長（小野 利壹 君）

第2委員会から報告いたします。8月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号3の5号の申請地は、明見コミセンの北西約240mに位置しています。申請地では水稻の作付けをします。以上により、この権利移動については、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第2委員会からの説明について質疑がありましたら、ご発言願います。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。

これより第2委員会の1件について採決いたします。第1委員会の1件については、原案のとおり、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号の農地法第3条許可申請の1件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第四、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

第1委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第2号 第1委員会の1件の朗読後】

第1委員会の受理番号4の6号につきましては、申請人が申請地を店舗用敷地及び駐車場として利用している追認案件です。用途地域内の第3種農地で、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○ 第1委員会委員長（藤井 與三郎 君）

第1委員会から報告いたします。8月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号4の6号の申請地は、北富士本宮富士浅間神社の北東約100mに位置しております。始末書によりますと、昭和39年から店舗・駐車場用地として利用していたそうです。始末書等必要書類も整っており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について質疑がありましたら、ご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。

これより第1委員会の1件について採決いたします。第1委員会の1件については、原案の通り、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご意義なしと認めます。よって議案第2号の農地法第4条許可申請の1件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第五、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。第1委員会の5件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いいたします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第3号 第1委員会の5件の朗読後】

第1委員会の受理番号5の40号につきましては、申請地を駐車場用地として利用している追認案件です。用途地域内の第3種農地であり、違法状態を解消するものであるため、許可相当と考えます。

受理番号5の41号につきましては、譲受人が申請地を買い受け、住宅建設用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

受理番号5の42号につきましては、譲受人が申請地を買い受け、駐車場用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

受理番号5の43号につきましては、譲受人が申請地を買い受け、父親の所有する農地への進入路用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

受理番号5の44号につきましては、譲受人が申請地を買い受け、住宅建設用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員長から現地調査結果ならびに補足説明をお願いいたします。

○ 第1委員会委員長（藤井 與三郎 君）

第1委員会から報告いたします。8月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号5の40号の申請地は、クスリのサンロード上吉田店の北約35mに位置しております。始末書によりますと、令和2年以前より隣接する店舗用の駐車場として利用していたそうです。始末書等必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号5の41号の申請地は、松山公民館の北約100mに位置しており、譲受人所有の住宅を建築する予定です。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号5の42号の申請地は、富士吉田消防署の東約130mに位置しており、駐車場用地とする予定です。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号5の43号の申請地は、漣神社の北約120mに位置しており、譲受人の父所有の農地への進入路とする予定です。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号5の44号の申請地は、県営新屋団地の北東約190mに位置しており、住宅用地とする予定です。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。

これより第1委員会の5件について採決いたします。第1委員会の5件については原案の通り許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

次に、第3委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いいたします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第3号 第3委員会の1件の朗読後】

第3委員会の受理番号5の46号につきましては、譲受人が申請地を買い受け、資材置き場とするものです。用途指定地域外の第2種農地ではありますが、住宅などが連担しているエリアであり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第3委員長から現地調査結果ならびに補足説明をお願いいたします。

○ 第3委員会委員長（渡邊 孝治 君）

第3委員会から報告いたします。8月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号5の46号の申請地は、「福祉の実 たけのこ」の西約130mに位置しており、資材置き場用地として利用するそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第3委員会からの説明について質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。

これより第3委員会の1件について採決いたします。第3委員会の1件については原案の通り許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

次に、第4委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第3号 第4委員会の1件の朗読後】

第4委員会の受理番号5の45号につきましては、譲受人が申請地を買い受け、作業所建築用地とするものです。用途指定地域外の第2種農地ではありますが、住宅などが連担しているエリアであり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第4委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第4委員会委員長（権正 常夫 君）

第4委員会から報告いたします。8月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号5の45号の申請地は、塩釜神社の北約50mに位置しており、作業場の敷地として利用するそうです。必要書類も整っているため、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第4委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。

これより、第4委員会の1件について採決いたします。第4委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号の農地法第5条許可申請の7件は、原案の通り許可することに

決定いたしました。

次に、日程第六、議案第4号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

今回の案件は、設定件数2件です。筆数合計は5筆、面積合計は2,331.71㎡です。1件が再設定の案件で、1件が新規ですが、今回再設定する利用者が追加で隣接地に利用権を設定する案件となります。詳細につきましては、資料をご覧くださいと思います。これらはいずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは、ただいまの事務局説明について、質疑がありましたらご発言願います。
（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、農用地利用集積計画の決定について採決いたします。議案第4号については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第七、議案第5号「非農地通知交付申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第5号 第4委員会の1件の朗読後】

第4委員会の受理番号21の4号については、申請地が非農地であることを確認したので、適正と認め通知すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第4委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第4委員会委員長（権正 常夫 君）

第4委員会から報告いたします。8月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号21の4号の申請地は、クロダ株式会社の南東約130mに位置しております。現地は広葉樹等の山林が形成されており、非農地と判断することが適正であるため、通知すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第4委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第4委員会の1件について採決いたします。第4委員会の1件については、原案のとおり通知することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号の非農地通知交付申請の1件は原案のとおり通知することに決定いたしました。

次に、日程第八、議案第6号、「農地所有適格法人の要件確認について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦君）

配布資料をご覧ください。農地法第6条において、農業委員会は、農地所有適格法人から毎事業年度終了後、法人の事業の状況について報告書を徴収し、農地所有適格法人としての要件を満たしているかどうかを確認することとなっております。今回は2件ございまして、法人の名称は、有限会社地球と株式会社ふじさん牧場です。これらの法人から提出されました報告書を基に、農地所有適格法人要件確認書を事務局にて作成いたしました。

（資料により内容説明）

以上のように、これらの法人におきましては、農地所有適格法人の要件を満たしていると認められます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは、ただいまの事務局説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 委員

地球の今年度の売り上げが前年度に比べ●●万円増えているが？

○ 事務局

農地が市外に増えているため、耕作面積が増え、収穫量も増えているためです。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、農地所有適格法人の要件確認について採決いたします。議案第6号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

以上で、令和6年8月定例総会に付された案件の審議は、全て終了いたしました。その他で、委員各位から何かありましたらご発言願います。

○ 議長（会長）

事務局から報告・連絡事項等がありましたら発言願います。

○ 議長（会長）

委員各位には長時間にわたりご審議等をいただき、ありがとうございました。これをもって、富士吉田市農業委員会 8 月定例総会を閉会いたします。本日は、大変ご苦勞様でした。

8 閉会 午後 3 時 7 分

上記のとおり、正確なることを証するため、ここに署名する。

令和6年8月28日

富士吉田市農業委員会

会長（議長） 佐藤 万吉

委 員 小俣 俊子

委 員 小野 利壹